令和８年度　WMG米原委第１号

ワールドマスターズゲームズ 2027 関西 ホッケー競技会場設営・撤去業務委託仕様書

１　委託名称

ワールドマスターズゲームズ 2027 関西 ホッケー競技会場設営・撤去業務委託

２　履行場所

滋賀県米原市春照地先

米原市伊吹第１グラウンド、OSP ホッケースタジアム、ワールドマスターズゲームズ 2027 関西米原市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が指定する場所

３　履行期間

契約締結日から令和９年６月 30 日（水）まで
競技会会期：令和９年５月 15 日（土）から５月 23 日（日）まで

４　業務目的

ワールドマスターズゲームズ 2027 関西 ホッケー競技会（以下「競技会」という。）の運営に必要な仮設物、物品等（以下「仮設物等」という。）の設営、保守・管理および撤去・処分を行い、円滑な競技会運営が行われることを目的とする。

５　業務内容

（１）競技会場設営・撤去に係る詳細計画作成
（２）競技会開催に必要な仮設物等の設営および保守・管理業務
　　（設営に伴う施設の常設物の移動および配置換え等を含む。）
（３）競技会終了後の仮設物等の撤去・処分業務および原状回復業務
（４）上記業務に必要な申請および調整業務
（５）その他本業務の実施に必要な業務

６　競技会場

（１）競技会場
　ア　米原市伊吹第１グラウンド（米原市春照 77 番地１）
　イ　ＯＳＰホッケースタジアム（米原市春照 105 番地）

７　競技会場等の設営等期間

設営場所	設営期間	現地完了検査	保守・管理期間	撤去・原状回復期間
【競技会場】 ・米原市伊吹第１グラウンドおよび周辺	５月４日(火)から ５月 12 日(水)まで	５月 13 日(木)	設営完了後から 競技会終了まで	競技会終了後から ５月 27 日(木)まで
【競技会場】 ・ＯＳＰホッケースタジアムおよび周辺	５月４日(火)から ５月 12 日(水)まで	５月 13 日(木)	設営完了後から 競技会終了まで	競技会終了後から ５月 27 日(木)まで
【アップ場】 ・米原市伊吹第２グラウンドおよび周辺	５月４日(火)から ５月 12 日(水)まで	５月 13 日(木)	設営完了後から 競技会終了まで	競技会終了後から ５月 27 日(木)まで

※　設営終了後の検査において不具合があった場合は、直ちに対応すること。

８　適用

（１）範囲
　本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行上必要な事項は、発注者と協議の上、受注者の責任において誠実に履行すること。
（２）疑義
　本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務に必要と認められる事由が生じた場合は、発注者と十分協議し

業務を遂行すること。

９　法令、条例等の遵守

本業務の履行に関し、関係法令、条例等を遵守すること。なお、法令、条例等に基づき必要な許認可や有資格者の配置等については、適切に対応すること。

10　官公庁その他関係機関への手続

本業務の実施に際し、官公庁その他関係機関に関する必要な届出・申請等の手続は、あらかじめ発注者へ関係書類等を提示し、承認を得た後、受注者がその業務を代行すること。なお、関係書類の作成、届出および申請に伴う費用は受注者の負担とする。

11　仮設物等の仕様

（１）仮設物等の仕様および数量は、大きさ、性能・機能等において、別紙「設計図書」および「特記仕様書」に記載のものと同等品以上のものとする。なお、仮設物等の指定がある場合は当該製品とし、やむを得ず指定された製品以外のものを使用する場合は事前に発注者と協議を行うこと。

（２）受注者が用意する仮設物等は、全て会社名等を明記し、施設備品、発注者備品等と容易に区別できるようにすること。

（３）受注者が用意する仮設物等は、錆・傷・汚損等がないものとし、指定された製品を除き統一性を持たせること。なお、発注者から交換の指摘があった仮設物等については、直ちに交換すること。

（４）ワールドマスターズゲームズ 2021 関西組織委員会（以下、「関西組織委員会」という。）に関する各種デザイン等を使用する場合は、関西組織委員会が策定した「大会プロパティ無償申請利用マニュアル」に基づき、適切な手続により行うこと。

（５）競技会期間中の仮設物等の使用に必要な消耗品の備付けおよび点検補充を行うこと。

（６）強風対策等に十分配慮し、固定の方法については、発注者と協議すること。また、既存の構造物等に固定する場合は、破損防止のための養生を施すこと。

12　現場管理

受注者は、設営着手から撤去終了までの期間、仮設物等の設営および使用に熟知・熟練し、作業判断を下せる業務責任者等を各競技会場に必ず常駐させ、トラブルや事故の無いように十分な安全対策を施し、円滑かつ効率的に業務を遂行すること。

13　設営・撤去

（１）設営については、設計図書により行い、発注者および当該会場施設管理者と十分協議した上で詳細設計図を作成し実施すること。既存の状態で設置不可能な場合は、発注者および当該会場施設管理者と協議の上、設営可能な状態にして業務を行うこと。

（２）設営について発注者と協議した上で図面などの設計変更が必要となった場合は、新たに変更後の図面等の提出を行うこと。図面などの作成については、発注者が使用しているアプリケーションに対応する形式で作成すること。

（３）設計図書の調達方法欄等に「発注者備品」と記載のあるものは、発注者が物品等を準備し、受注者が運搬、設置、管理および撤去等を行うこと。ただし、市設置・撤去の記載があるものについては市が行う。

（４）仮設物等の設置については、風雨対策を万全に施し、倒飛壊が生じないように針金、ウエイト、杭木等で確実に固定すること。また、既存の構造物等に固定する場合は、当該会場施設管理者と協議の上、破損のないよう養生を施すこと。

（５）仮設物等の設置完了から撤去までの間、荒天時、夜間および緊急時を含め、仮設物を適切に維持管理し、円滑な競技会運営が行えるようにすること。

（６）同じ会場で並行して作業を行う他の委託業者がある場合は、事前に工程調整を行い、それぞれの作業が期限内に円滑に履行できるようにすること。

（７）競技会終了後、仮設物等を撤去し当該会場を現状に回復すること。

（８）設営および撤去により生じた廃棄物等の処理は、関係法令に基づき受注者の責任において適切に行うこと。なお、これに伴う費用については、受注者の負担とする。

（９）受注者は、当該会場施設管理者から異議または意見があったときは、速やかに発注者に報告し、その指示を受けること。

(10) 資格を要する業務については、有資格者が行うこと。
(11) 設営および撤去作業中は、近隣住民に迷惑を掛けないこと。

14 保守・管理

（1）受注者は、設営後から撤去までの期間中、設営した仮設物等について適宜巡回して適正な保守管理を行い、円滑な競技会運営が行えるようにすること。なお、ＯＡ機器やネットワーク機器等の接続に当たっては、電気の容量等を考慮するとともに、機器が確実に稼働するよう保守管理を行うこと。また、会場内に責任者を常駐させ、常に発注者と連絡が取れる体制を執り、不測の事態があっても即時対応できるようにすること。
（2）仮設物等は常に使用可能な状態に保守・管理し、必要に応じて修理、交換および補充等を速やかに行うこと。これに伴う費用については、発注者の責めに帰するべき理由によるものを除き、受注者の負担で行うこと。
（3）荒天等により、継続して仮設物等の設営が困難であると判断した場合は、速やかに撤去を行い、天候の回復を待って発注者の指示により再度設営をすること。
（4）保守・管理に従事する者は、発注者が貸与するＡＤカードを着用すること。

15 安全管理

受注者は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。
（1）履行場所の管理
労働者の安全および衛生管理、整理整頓、公害防止ならびに周辺への配慮を行うこと。
（2）交通法規の遵守
本業務の実施に際し、会場の構内に駐車できないときは、受注者の責任において適切な駐車場を確保すること。また、運搬車両の最大積載量を厳守し、通行車両・通行人対策等を講じること。
（3）保護対策
本業務の実施に際し、既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破壊、汚損等を防止すること。また、大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地を確認し、路面陥没等のないように、十分に養生をすること。
（4）緊急対策
仮設物等の倒飛壊、破損等など、緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を整えるとともに、緊急時には発注者の指示により直ちに対応すること。
（5）臨機の措置
受注者は、災害・事故の発生が予測される場合等、特に必要があると認めるときは、発注者の指示を受け、臨機の措置を執ること。また、不測の事故が発生した場合等、やむを得ない事情があるときは、受注者の責任において、臨機の措置を執るとともに、直ちに発注者に報告し、その措置について発注者から指示があった場合は、速やかにその指示に従うこと。なお、これに伴う費用については、別途協議する。
（6）損害・事故責任
本業務の履行に際し、受注者の瑕疵により既設物、仮設物等の破損および紛失が生じ、または、第三者に損害を被らせた場合は、全て受注者の責任において処理するものとし、発注者はいかなる責任も負わないものとする。また、設営された仮設物等の火災、盗難、破損またはいたずら等による事故については、発注者の責めに帰すべき理由の場合を除き、発注者は責任を負わないものとする。
（7）保険
労働災害保険、賠償責任保険等、業務上必要となる保険に加入すること。

16 再委託等

受注者は、本業務の一部を再委託する場合は、発注者の承認を受けること。なお、業者の選定に当たっては、米原市内の業者を優先的に採用すること。

17 秘密の保持

本業務の履行に際し、知り得た秘密を他人に漏えいしてはならない。個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律の趣旨に基づき、個人の権利利益を損害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。この契約が終了し、または解除された後にお

いても同様とする。

18　その他

（1）積算および請求書に記載する単価は、人件費、交通費、運搬費等全ての経費を一単価に含めること。

（2）その他不明な点があった場合は、発注者の指示を受け適切に履行すること。

19　提出書類

受注者は、次の書類等を速やかに発注者に提出すること。提出する様式、電子媒体等は発注者と協議し、決定するものとする。

（1）契約締結後

ア　契約金額内訳明細書
イ　業務着手届
ウ　業務主任技術者選任通知書
エ　業務工程表（業務実施計画書）
オ　業務履行体系図（組織図）および緊急電話連絡体制図
カ　労働災害保険、賠償責任保険、動産総合保険等の加入を証する書類の写し
キ　その他発注者が指示するもの

（2）業務終了後

ア　現場撮影写真および電子データ（jpg フォーマット）
（設営前・設営後・撤去後）（電子データ含む。）
イ　業務完了報告書
ウ　現場打合せ記録簿
エ　その他発注者が指示するもの

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

２　受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中および退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（保有の制限等）

第３　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

２　受注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

（適正管理）

第４　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用および提供の制限）

第５　受注者は、発注者の指示または承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、または提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第６　受注者は、発注者の承認があることを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

（再委託の禁止）

第７　受注者は、発注者の承認があることを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

（資料等の返還）

第８　受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、または引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故報告）

第９　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（実地調査）

第１０　発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第１１　発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除および損害賠償）

第１２　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができる。